

障害者等級主要事業一覧表

○…該当 △…一部該当

この表はあくまでも参考であり、○・△であっても対象にならない場合がありますので、詳しくは各窓口にお問合せください。

サービスの種類	視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声言語障害				心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障害				肢体不自由(上肢・下肢・体幹)						知的障害				精神障害			掲載ページ	備考
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3					
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>3</b>	身体P3～4、療育P5～6、精神P7～8			
日常生活の支援	障害福祉サービス(難病の方含)																												<b>11</b>	障害者総合支援法に基づく福祉サービスの給付です。障害の程度等により受けられるサービスに違いがあります。					
	相談支援サービス																												<b>13</b>						
	訪問してもらって受けるサービス																												<b>14</b>						
	日中事業所に行つて受けるサービス																												<b>14</b>						
	入所して受けるサービス																												<b>15</b>						
	【児童(18歳未満)】通所等福祉サービス																												<b>17</b>						
	地域生活支援事業・その他の事業																												<b>20</b>						
	手話通訳・要約筆記者の派遣																												<b>25</b>						
	点字広報・声の広報・CD版ごみカレンダー																												<b>27</b>						
	避難行動要支援者登録制度																												<b>28</b>						
福祉用具	民生委員児童委員への情報提供																												<b>29</b>	希望される人は登録可能です					
	補装具、軽度・中等度難聴児補聴器の支給																												<b>30</b>	希望される人は民生委員児童委員への情報提供可能です					
日常生活用具の給付																												<b>31</b>	購入前に必ずご相談ください						
手当・年金	自立支援医療(更生医療)																												<b>32</b>	介護保険が利用できる人は、介護保険が優先となります					
	自立支援医療(育成医療)																												<b>32</b>	18歳以上					
	自立支援医療(精神通院医療)																												<b>32</b>	18歳未満					
	福祉医療(マルフク)																												<b>33</b>						
	福祉医療																												<b>33</b>						
小児慢性特定疾病医療費助成制度																												<b>34</b>	国保年金課が申請窓口です						
手当・年金	草津保健所が窓口となりますので、詳細は草津保健所にお問い合わせください																												<b>34</b>						
	特別障害者手当																												<b>36</b>	20歳以上。入所・入院者は除く。					
	障害児福祉手当																												<b>36</b>	20歳未満。入所者は除く。					
	特別児童扶養手当																												<b>37</b>	20歳未満。入所者は除く。					
手当・年金	児童扶養手当																												<b>37</b>	子ども家庭相談課が申請窓口です					
	障害(基礎)年金																												<b>38</b>						
	障害者手帳とは基準が異なります																												<b>38</b>						
助成	在宅重度障害者住宅改造費の助成																												<b>40</b>	改造される前に必ずご相談ください					
	身体障害者自動車改造費の助成																												<b>40</b>						
	身体障害者自動車操作訓練費の助成(運転免許)																												<b>41</b>	事前に必ずご相談ください					
	タクシー運賃の助成																												<b>41</b>	燃料(ガソリン)費の助成と併用はできません					
	燃料(ガソリン)費の助成																												<b>42</b>	タクシー運賃の助成と併用はできません					
	紙おむつ費用の助成																												<b>42</b>						
	点字新聞購読の助成																												<b>43</b>						
	精神障害者通所施設等への通所交通費補助																												<b>43</b>						
税金等の減免・割引など	自動車税の減免																												<b>44</b>						
	各種割引																												<b>46</b>						
	NHK放送受信料の減免など																												<b>48</b>	全額免除・半額免除があります					
	その他の割引など																												<b>50</b>						
サロン・自助グループについて																												<b>57</b>							
スポーツ・行事について																												<b>59</b>							
就労支援について																												<b>60</b>							
市内の施設一覧																												<b>63</b>							